

平成28年度有害図書類指定一覧

| No. | 有害図書指定日 | 図書類の名称 | 発行・発売日 | 発行所、制作所、受審会社等 |
|-----|-----------|----------------|---------------|---------------|
| 1 | | おとのネットツアード | 平成27年9月5日発行 | スタンダーズ株式会社 |
| 2 | 平成28年8月5日 | 銃器使用マニュアルー第3版ー | 平成26年10月23日発行 | 株式会社データハウス |
| 3 | | 喧嘩！タブー頂上決戦 | 平成27年5月1日発行 | 株式会社晋遊舎 |

【有害図書類に関する規定】

○北海道青少年健全育成条例

(有害図書類の指定及び販売等の禁止等)

第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描寫した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの
- (2) 録画テープ又は録画盤であって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録画テープ若しくは録画盤の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。

(部会)

第51条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(諮問等)

第54条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項の規定による基本計画の策定（基本計画の変更を含む。）をしようとするとき。
- (2) 第15条第1項、第16条第1項第3号、第19条第1項第4号、第20条第1項又は第22条第1項第3号の規定による指定をしようとするとき。
- (3) 第16条第1項第1号若しくは第2号、第19条第1項第1号、第20条第1項、第22条第1項第1号又は第37条第1項第3号の規定により規則を定めようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

○社会環境整備部会への付託事項（平成19年5月31日決定）

条例第54条第1項第2号及び第3号にかかる事項について審議を付託する。

○北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会設置要綱（平成19年5月31日施行）

(会議)

第5条 社会環境整備部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 社会環境整備部会における議決は、これをもって審議会の議決とする。この場合、その結果を事後の審議会に報告するものとする。